

リサイクル用前処理施設新設計画環境影響評価方法書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 環境影響評価を実施するにあたっては、必要に応じて専門家の助言を得ながら、最新の知見及び評価手法を採用するほか、調査、予測及び評価の手法、並びに予測及び評価結果の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）への記載にあたっては、平易な表現や図を用いるなどして、理解しやすい内容とすること。

また、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。

- (2) 建設機械の種類や数量、並びに搬入車両の種類等は、環境影響を予測及び評価するにあたって重要な事項であることから、準備書において、その内容を具体的に記載するとともに、当該事項の内容を予測に反映すること。
- (3) 産業廃棄物を処理することから、排ガス及び排水に係る環境影響評価にあたっては、準備書において、産業廃棄物に含まれる有害物質成分を明らかにした上で、予測及び評価すること。なお、リサイクル用前処理炉で処理後も製錬工程・廃棄物処理工程で金属溶体を処理等することから、事業場全体としての有害物質成分の排出量、排出濃度を予測及び評価すること。
- (4) 事業実施区域周辺には住宅団地等が存在することから、事業実施による周辺環境への影響をできる限り回避、低減するような環境保全措置及び緊急時に係る措置等について検討し、準備書に具体的に記載すること。
- (5) 環境影響評価の手続においては、広く住民から募った有用な意見を事業計画に反映させていくことが重要であることから、準備書説明会の開催等においても、住民参加が広く図られるよう努めること。
また、事業実施区域周辺の住民に対しては、より丁寧な説明を行い、十分な理解が得られるよう努めること。
- (6) 環境影響評価に用いる既存の各種資料は、調査結果を評価する上で重要な指標となることから、その収集整理にあたっては、内容を十分に精査し、評価に疑念が生じないようにすること。
また、大気汚染防止法や福島県生活環境の保全等に関する条例等に基づく規制基準の取扱いに十分注意すること。

- (7) 環境影響評価に係る現地調査等は、地域住民の理解のもとに行うものとし、苦情等が申し立てられた場合には、申立人及び関係機関等の指導に対して、誠意をもって対応すること。

また、施設の稼働による苦情が申し立てられた場合における環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

2 個別的事項について

【大気質】

- (1) 対象事業の実施により、約 100 台／日の車両通行増加が見込まれていることから、車両から排出される窒素酸化物等の影響を考慮し、関係車両の台数及び運行管理をしっかりと行うこと。
- (2) 対象事業においては、廃棄物の処理にあたって、重油等の化石燃料の使用を見込んでいることから、処理予定の廃棄物及び化石燃料使用時の排ガスの排出諸元について準備書で示すこと。また、排ガス処理設備における大気汚染物質の除去効率を示し、排ガスの排出諸元が確保される根拠を示すこと。
- (3) 対象事業に先立ち、事業実施区域で銅製錬事業・廃棄物処理業を営んでおり、対象事業の実施により累積的な環境負荷が懸念されることから、内部で情報共有の上、建設工事、資材搬入や工事関係車両の通行及び施設稼働に伴う騒音、振動、操業中の大気汚染、水質汚濁、その他の項目について、他の事業の影響を受けることが予想される項目や地域を十分に確認すること。
- また、影響を受ける可能性のある地域については、調査地点として選定し、他の事業による影響も含めて予測及び評価を行うとともに、影響を受ける可能性のある項目について、環境負荷の低減方法を検討の上、それらの結果を準備書へ具体的に記載すること。
- (4) 資材等の搬出入や施設の稼働による粉じん等の影響については、車両への積み込みや車両移動により発生する粉じんの周辺環境に及ぼす影響について、多数の公害苦情が申し立てられていることから、必要な環境保全措置を講ずること。
- (5) リサイクル用前処理工程で生じた金属溶体の移動にあたって、局所排気等による排ガスを見込む場合は、それらの諸元について準備書へ具体的に記載すること。
- (6) 事業実施により、冷却塔から多量の水蒸気が排出され、気象条件によっては白煙化又は霧状になる可能性があることから、施設の稼働による「冷却塔からの白煙等」を環境影響評価項目に追加すること。

【騒音、振動及び低周波音】

- (1) 施設が敷地境界に近接して設置されることや、事業実施区域周辺に住宅団地等

が存在することから、「騒音」、「振動」及び「低周波音」に係る環境影響評価にあたっては、発生源の位置等を明らかにした上で、予測及び評価すること。

- (2) 当該施設の設置場所が敷地境界に近接していること、処理能力が大幅に増加することから、施設稼働による騒音・振動の影響が懸念される。環境影響の予測及び評価にあたっては、過小評価とならないよう、騒音発生施設の設置位置を考慮するなど、適切な調査方法等により行うこと。

また、施設の稼働時における「騒音」及び「低周波音」の予測地点については、事業実施区域及びその周辺の4地点としているが、いずれも事業実施区域北側になっている。

「騒音」及び「低周波音」については、風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性の影響を受けることから、必要に応じ他の方向での予測地点を設けること。

- (3) 施設の稼働時における「低周波音」については、最新の知見を踏まえても不確実性が大きい。また、地表面での吸収や空気吸収がほとんどなく、騒音に比べ遠方まで伝搬するとされていることから、「低周波音」に係る苦情の発生している事例を調査し、その結果を踏まえて、「低周波音」による影響を回避するよう適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

【水環境】

- (1) 施設の稼働後における排水処理設備の排出諸元を準備書に具体的に記載すること。

また、準備書において、既存の製錬工程・廃棄物処理工程や新設するリサイクル用前処理施設からの排水の排出諸元及び排水処理設備における汚濁物質の除去効率を明らかにし、排水の排出諸元が確保される根拠を記載すること。

- (2) 対象事業実施区域内において土壤汚染が存在する可能性があり、掘削等により地下水性状に影響を与える可能性があることから準備書で示すこと。

【廃棄物】

- (1) 建設工事や施設の稼働により、廃棄物が多量に搬出される場合には、搬出車両に伴う騒音や粉じん等の影響を考慮する必要があることから、準備書において、具体的な発生量及び処分方法を記載すること。

【景観】

- (1) 事業実施区域内になることから、景観に係る調査地域及び予測地域については、当該煙突の可視領域を踏まえ、広範囲に設定すること。

【その他】

- (1) 3,000 m²を超える土地の形質変更を行う場合には、土壤汚染対策法第4条第1

項に基づく届出が必要になることから、市環境監視センターと協議すること。

- (2) 福島県条例で規定する指定施設を設置する場合には、福島県生活環境の保全等に関する条例第 64 条第 1 項に基づく届出が必要になることから、事前に当所と協議すること。
- (3) 当該事業計画は、工場立地法および県工業開発条例に基づく届出の対象となっており、工事着工の 90 日前までに市産業みらい課に届出の提出が必要となること。また、敷地面積の増加・減少、生産施設の増設、緑地・環境施設の減少がある場合、工場立地法に基づく変更届が必要となること。さらに、増設する生産施設が 300 m² を超えるもしくは、300 m² 以下だが、変更前の生産施設面積の 20% 以上を増設する場合、県工業開発条例の届出も併せて必要となること。
- (4) 事業予定地は、現在のところ周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないこと。また、天然記念物等も確認されていないことから、文化財保護法に基づく取扱いはいらないこと。なお、工事中に土器などの遺物を発見した場合には、埋蔵文化財保護のため速やかに市文化財課に連絡し、協議すること。
- (5) 事業実施区域は、計画的に市街化を図る区域である市街化区域に位置しており、工業の利便を増進する工業専用地域となっていること。また、第二次いわき市都市計画マスタープランの土地利用の方針において、「都市活力区域」に位置付けていること。当該区域では、工業生産や流通拠点機能が円滑に展開できるように、広域交通軸周辺への立地誘導や土地の有効活用、安全確保等に努めること。また、住宅地と工場が隣接する住工混在地区では、周辺の居住環境に配慮しながら適正な土地利用を図ることから、施工の際は、周辺環境へ十分配慮し適正な管理に努めること。
- (6) 一定規模以上の建築物や工作物などの新築、又は土地の形質の変更を行う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づき、大規模行為の届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。
- また、同行為のうち、特に規模の大きい事業については、景観への影響が顕著であるため、当該届出の前に、事前協議書の提出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。更に、事業実施区域は、開発許可を受けた市街化調整区域であるため、建築物や工作物の建築において、区画形質の変更を伴う場合には、都市計画法に基づく許可が必要となることから、市都市計画課と協議すること。